

## ポイント

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようになります。

### 現行制度

自筆証書の方法で遺言書を作成するには・・・

・遺言者自らが「全文」を自書しなければなりません。

・財産目録も全文自書しなければなりません。

- × パソコンで目録作成
- × 通帳コピーを添付

#### ● 問題点

- ・全文の手書きには相当な負担がかかる。
- ・記載ミスがおこりやすい。

### 石井総合事務所から

#### コメント

自筆証書遺言の本文・日付・氏名については、従前どおり遺言者が自書する必要がありますのでご留意くださいませ。

自筆証書遺言作成の際はぜひご相談ください。

### 平成31年1月13日から

自書によらない「財産目録」を添付することができるようになります。

・パソコン等で作成した財産目録、銀行通帳のコピー又は不動産の登記事項証明書等を添付することが可能になります。

#### ●ただし、

- ・平成31年1月13日以降に作成された自筆証書遺言に限ります。
- ・財産目録の全ページに、遺言者自らが署名押印することを要します。

### お問い合わせ及びご依頼は

石井総合事務所

代表司法書士・行政書士 石井俊一

所在地 東京都中央区銀座8丁目8番15号

青柳ビル7階

TEL 03-3289-1411 FAX 03-3289-1422

URL <https://e-1411.com>

E-mail [s-ishii@e-1411.com](mailto:s-ishii@e-1411.com)